

## **国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）**

**平成25年2月18日**

**文化審議会国語分科会**



# 目 次

はじめに	1
------	---

## 1 「公用文作成の要領」の見直しについて

(1) 現行の「公用文作成の要領」について	1
(2) 分かりやすい公用文について	2
(3) 「公用文作成の要領」の見直しについて	2

## 2 常用漢字表の手当について

(1) 「「異字同訓」の漢字の用法」の見直しについて	3
(2) 「同音の漢字の書きかえ」の見直しについて	3
(3) 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について	3
(4) 常用漢字表の定期的な検証について	4

## 3 言葉遣いについて

(1) 言葉遣いについて	5
(2) 言葉遣いに関する指針又は参考資料の作成について	5

## 4 コミュニケーションの在り方について

(1) 情報化・国際化の中でのコミュニケーションについて	6
(2) コミュニケーション能力の二つの重要な側面について	6
(3) コミュニケーションの在り方に関する指針の作成について	7

## 5 その他

(1) 文化庁「国語に関する世論調査」の結果とその扱い方について	7
----------------------------------	---

## <参考資料>

国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）〔概要〕	8
文化審議会国語分科会委員名簿	9
小委員会の設置について	10
文化審議会国語分科会国語課題検討小委員会委員名簿	11
審議経過	12
平成22年度文化庁「国語に関する世論調査」 （官公庁などの文書で使用する言葉について）	14
「公用文の作成に関するアンケート」の結果について	16



## はじめに

第12期文化審議会国語分科会（以下「分科会」という。）は、平成24年4月27日に第1回の分科会を開催し、新たに国語課題検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、同日の第1回以来、計9回の小委員会を開催して、

平成24年1月31日の「国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ」）」において、「今後、具体的な検討が必要と考えられる課題」として挙げられた課題について更に議論を深めつつ、国語施策として今後取り組む必要があるか否かという観点から検討を重ねてきた。

具体的には、意見のまとめで指摘された順に、

- (1) 「公用文作成の要領」の見直しについて
- (2) 常用漢字表の手当てについて
- (3) 言葉遣いについて
- (4) コミュニケーションの在り方について
- (5) その他

に分けて、慎重に検討した。この結果、分科会で今後具体的に取り組むべき課題と基本的な方向性について、次のとおり、取りまとめた。

### 1 「公用文作成の要領」の見直しについて

#### 〔基本的な方向性〕

現行の「公用文作成の要領」は、昭和26年に国語審議会が作成して以来、既に60年以上経過し、実態と合わない内容が散見されるため、また、より分かりやすい公用文の作成に資するため、その見直しを行うことが考えられる。他方、「公用文作成の要領」は、国の行政機関の職員を対象とし、全ての府省に関わるものであること、各府省においては実際上その見直しを待つまでもなく、長年にわたり日常の実務が積み重ねられてきていることなどから、各府省の考えも踏まえ対応する必要がある。

#### （1）現行の「公用文作成の要領」について

現行の「公用文作成の要領」は、昭和26年10月30日に、国語審議会会長から内閣総理大臣・文部大臣宛てに建議した「公用文改善の趣旨徹底について（建議）」の別冊2が基になっている。この別冊2「公用文作成の要領」は、昭和26年11月1日に次官会議で了解され、翌2日、閣議の供覧を経て、昭和27年4月4日付けで内閣官房長官から各省庁事務次官宛て依命通知（内閣閣甲第16号）された。

その後、昭和56年の「常用漢字表」制定時に、「当用漢字表」を「常用漢字表」に読み替えるなど、改められるべき部分については必要な読み替えや省略がなされた。さらに、昭和61年に「現代仮名遣い」、平成22年に「常用漢字表」が制定され、やはり必要な読み替えや省略がなされている。

しかし、昭和26年に作成されたものが基本となっているので、現在から見ると、実態と合わない内容が散見される。例えば、同要領の「第3 書き方について」には「タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少數の當時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。せひとも文字盤にない漢字を使用する必要がある場合には、手書きする。」という記述が残る。また、「第1 用語用字について」には「言いにくいことばを使わず、口調のよいことばを用いる。」として、「たとえば 拒否する→受け入れない はばむ→さまたげる」といった記述が見られるが、「拒否する」を言いにくい言葉と感じる人は現在では少數と思われる。平成22年度の文化庁「国語に関する世論調査（平成23年2月調査）」でも、「拒否する」を「官公庁などが示す文書で使用しても問題ない」と回答した人は8割を超えており（参考資料「平成22年度文化庁「国語に関する世論調査」（官公庁などの文書で使用する言葉について）」参照）。

## （2）分かりやすい公用文について

戦後の公用文改善は、昭和21年4月17日に憲法改正草案が発表され、その翌日の18日の次官会議において、今後、公用文はこの憲法改正草案の例に倣うことと決定されたことに始まる。この決定により、戦前の文語体で漢字片仮名交じり文であった公用文が口語体で漢字平仮名交じり文へと変わる。その結果、現行の公用文は形式的には戦前と全く異なった口語体・漢字平仮名交じり文となり、それが定着している。この意味での公用文の平易化は達成されているが、今期の議論においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災等を契機に、そのような文体等の平易化ではなく、情報の伝え方、特に国民に対する情報の伝え方として、より分かりやすい公用文を作成していくこと、そして、それに資するような「公用文作成の要領」に改定していくことの重要性が改めて確認された。

## （3）「公用文作成の要領」の見直しについて

上記（1）及び（2）に記述した意味において、「公用文作成の要領」の見直しを行うことが考えられる。その際には、現行「要領」の作成時には想像もできなかつた各府省で公表しているホームページの表記などについても、新たな項目として示すなど近年の社会的な変化を踏まえて、新たに必要な項目があれば追加した上で、必要な修正等を加えることも考えられる。また、公用文作成における基本的な考え方を整理するとともに、具体的な用例を多く示し、総論として、これまで以上に分かりやすい公用文が必要とされている理由を明確に述べるなど、全体の構成についても見直すことも考えられる。なお、平成24年4月から5月に文化庁国語課が実施した各府省の文書担当課の担当者を対象としたアンケート調査では、9割以上の担当者が「要領」の見直しに賛成している（参考資料「公用文の作成に関するアンケート」の結果について）参照）。

他方、「要領」は、国の行政機関の職員を対象とし、全ての府省に関わるものであること、各府省においては実際上「要領」の見直しを待つまでもなく、長年にわたり日常の実務が積み重ねられてきていることなどから、各府省の考えも踏まえ対応する必要がある。

## 2 常用漢字表の手当について

### 〔基本的な方向性〕

常用漢字表の改定に伴い、(1)「異字同訓」の漢字の用法の見直し、(2)「同音の漢字による書きかえ」の見直し、(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について、今後、具体的に検討していく必要がある。また、常用漢字表の定期的な検証を行うため、計画的な漢字使用の実態調査等を行っていく必要がある。

#### (1) 「異字同訓」の漢字の用法の見直しについて

国語審議会漢字部会が昭和47年に総会の参考資料として作成した「異字同訓」の漢字の用法は、同音で意味の近い語が、漢字で書かれる場合、その慣用上の使い分けの大体を、用例で示したものであり、現在も新聞、放送、出版関係など各方面で参考にされている。しかし、作成以来、既に40年以上経過しており、「異字同訓」の漢字の用法で示された使い分けの中には、現時点における漢字使用の実態に合わないものも出てきている。また、今回の常用漢字表の改定に際して、新たに生じた異字同訓の漢字の使い分け（例えば、「こたえる（答↔応）」、「つくる（作↔造↔創）」など）については、平成22年の文化審議会答申「改定常用漢字表」の「参考」にある「異字同訓」の漢字の用法例（追加字種・追加音訓関連）として整理されたが、昭和47年の「異字同訓」の漢字の用法と一体化して示していくなど、一覧性という観点から工夫の余地がある。

このため、「異字同訓」の漢字の用法の見直しについて、今後、具体的に検討していく必要がある。その際、異字同訓の使い分けに関しては、明確に使い分けを示すことが難しいところがあること、また、使い分けに関わる感覚的な個人差もあることなどから、使い分けの示し方については慎重に検討する必要がある。

#### (2) 「同音の漢字による書きかえ」の見直しについて

昭和31年の国語審議会報告「同音の漢字による書きかえ」の冒頭には「当用漢字の使用を円滑にするため、当用漢字表以外の漢字を含んで構成されている漢語を処理する方法の一つとして、表中同音の別の漢字に書きかえることが考えられる。ここには、その書きかえが妥当であると認め、広く社会に用いられることを希望するものを示した。」と記述されている。しかし、同報告の作成時点では表外漢字であったものが、昭和56年の常用漢字表で2字（磨、妄）、現行の常用漢字表で8字（闇、臆、潰、毀、窟、腎、汎、哺）追加されており、その取扱いがはっきりしていない。

このため、「同音の漢字による書きかえ」の見直しについて、今後、具体的に検討していく必要がある。

#### (3) 「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について

社会生活の中では、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」の、字形上の違い（例えば、「鈴」のつくりの「令」の字形が「令」となるか、「令」となるか）が時に問題となる。

改定後の常用漢字表の「(付) 字体についての解説」にある「明朝体と筆写の楷書との関係について」では、既に、特に字形上の注意が必要であると判断される一定の常用漢字を例として、その考え方を示している。しかし、より分かりやすい解説や、取り上げる漢字の範囲の拡大について工夫の余地がある。

このため、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について、今後、具体的に検討していく必要がある。その際、学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮する必要がある。

#### (4) 常用漢字表の定期的な検証について

文化審議会答申「改定常用漢字表」「I 基本的な考え方」「5 その他関連事項」の「(1) 漢字政策の定期的な見直し」に以下の記述がある。ここでの「見直し」とは、常用漢字表が「一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として機能しているかどうか、その状況を把握するため、定期的に検証することを意味している。

現代のような変化の激しい時代にあっては、「言葉に関する施策」についても、定期的な見直しが必要である。特に漢字表のように現在進行しつつある書記環境の変化と密接にかかわる国語施策については、この点への配慮が必要である。今後、定期的に漢字表の見直しを行い、必要があれば改定していくことが不可欠となる。

この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが重要である。漢字表の改定が必要かどうかについては、その調査結果を踏まえ、

- ① 言語そのものの変化という観点
- ② 言語にかかわる環境の変化という観点

という二つの観点に基づいて、社会的な混乱が生じないよう、慎重に判断すべきである。なお、②の変化とは具体的には、情報機器の普及によって生じた書記手段の変化等を指すものである。

これを受け、漢字使用の実態等を把握するための調査、特に常用漢字表の改定に伴って追加及び削除された漢字の使用実態を把握するための調査等を行っていく必要がある。

また、この定期的な検証のための調査方法・内容の検討や調査結果の分析等を行う「常用漢字表検証委員会（仮称）」などの設置について考えていく必要がある。

なお、一般の社会生活における漢字使用の目安となっている常用漢字表を頻繁に改定することは、社会的な混乱を招くことから、改定の時期及びその具体的なやり方については、調査結果に基づいて慎重に検討していく必要がある。

### 3 言葉遣いについて

#### [基本的な方向性]

今後、言葉遣いに関する指針又は参考資料の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、この課題が個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。

#### (1) 言葉遣いについて

分科会の前身である国語審議会は、昭和47年6月に「国語教育の振興について」を文部大臣に建議している。同建議の中で、「国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、この際、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にする精神を養うことが極めて重要である」と述べている。これ以降、国語審議会では「平明、的確で、美しく、豊か」であることが、言葉遣いをはじめ、国語の望ましいイメージとされてきた。このイメージをめぐっては、「平明、的確」というグループと「美しく、豊か」というグループの、二つの相反するイメージが一緒にされているという見方ではなく、四つの要素のバランスが取れ、四つの要素が最大に生かされるような言語運用（言葉遣い）を目指していくことが大切である。また、四つの要素については、誰に何を伝えるかという状況に応じて、この四つの要素の全てが同じ程度に必要だというのではなく、四つの要素の軽重がおのずと変わってくるものであると考える。

東日本大震災の発生を契機として、緊急時の言葉遣いの在り方が問題となる中で、また、パソコンや携帯電話のメール等の利用が飛躍的に増える中で、改めて望ましい言葉遣いとは何かが問われている。

#### (2) 言葉遣いに関する指針又は参考資料の作成について

以上のことから、言葉遣いの基本的な考え方などを整理した指針又は参考資料の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、言葉遣いが、個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。その上で、次の点に留意すべきである。

- ① 指針又は参考資料の内容に関しては、言葉遣いについての基本的な考え方を整理した上で、なるべく実際の運用場面を設定して、具体的な実例を多く示すようにする。このため、規範を示すというよりは、「ことばシリーズ（※）」のようなイメージで、言葉や言葉遣いに関わる問題についての興味や関心を喚起できるような内容（問答形式とするなど）を工夫していくこととする。

※ ことばシリーズは、文化庁が昭和48年度から作成し、全国の学校や社会教育機関等に広く配布してきた冊子で解説編と問答編がある。平成6年度からは「新ことばシリーズ」に移行し、平成11年度から20年度までは国立国語研究所が作成した。現在は刊行していない。

また、これまでに発行された「ことばシリーズ」の解説編、問答編（言葉に関する問答集）の電子化を更に進め、文化庁のホームページ等で公開していく必要がある。

- ② 言葉遣いに関する指針又は参考資料に関連するものとして、既に、平成19年に文化審議会答申の「敬語の指針」が示されていることを踏まえ、同答申との関係を考えながら、検討していく必要がある。

## 4 コミュニケーションの在り方について

### 〔基本的な方向性〕

今後、求められるコミュニケーションの在り方に関する指針の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、この課題が個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。

### (1) 情報化・国際化の中でのコミュニケーションについて

情報化に伴って、パソコンや携帯電話などの情報機器の使用が一般化した関係で、非対面コミュニケーションの機会が増えて、対面コミュニケーションを苦手とする人が増えているのではないかという指摘がある。平成23年度の文化庁「国語に関する世論調査（平成24年2月調査）」でも、初めて会った人と話すことについて、「苦手である（「苦手である」と「どちらかと言えば苦手である」を合わせた数）」と答えた人が55.5%と、「得意である（「得意である」と「どちらかと言えば得意である」を合わせた数）」と答えた人の42.9%を上回っている。情報機器の使用は、今後、更に一般化していくことが予想され、上記の調査結果についても数値が大きく動いていく可能性もある。その意味で、この調査項目については経年調査によって、今後の動向を注視していく必要がある。情報機器の使用が更に一般化していくことになると考えられる社会状況の中で、対面コミュニケーション能力をどのように捉え、身に付けていくのかは大きな問題である。

また、国際化との関係では、既に国内に207万人（平成23年12月現在。法務省調べ。）を超える外国人が生活しているという実態があり、外国人とのコミュニケーションが今後より切実な問題となってくる可能性がある。

### (2) コミュニケーション能力の二つの重要な側面について

日本経済団体連合会が平成24年7月に調査結果を発表した「新卒採用（2012年4月入社対象）に関するアンケート」によれば、企業が選考に当たって重視した点を24項目から五つ回答する設問では「コミュニケーション能力」が9年連続で第1位となっている。また、経済同友会が平成24年11月に調査結果を発表した「企業の採用と教育に関するアンケート調査」でも、「チームワーク力（コミュニケーション能力、協調性等）」が重視されている、という結果が出ている。

このように社会の各分野でコミュニケーション能力が重要であるとされていることがうかがえるが、コミュニケーション能力をどのように捉えるのかについては様々な考え方があり、必ずしも明確に整理されているわけではない。

今後、求められるコミュニケーション能力としては、二つの側面が重要な要素として挙げられることが多い。一つは、対面コミュニケーションの場面において、人間関係を作り上げながらコミュニケーションを取れる、言わば人間関係形成能力とも言い得る側面である。もう一つは、自分の考えや意見などを整理し、根拠や理由を明確にして説得力を持って論理的に伝えることのできる側面である。

### (3) コミュニケーションの在り方に関する指針の作成について

以上のことから、コミュニケーション能力の二つの側面を踏まえて、現在及び今後の社会生活において必要とされているコミュニケーション能力とは、具体的にはどのような能力であるのか、どのようにすれば身に付けることができるのかに関する指針の作成について検討していく必要がある。

検討に当たっては、コミュニケーションが個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。その上で、次の点に留意すべきである。

- ① 「コミュニケーション」及び「コミュニケーション能力」は、それぞれの分野や立場によって、多様な考え方や捉え方がなされている中、分科会で検討していく場合には、「言葉」を中心とした範囲に限定していくことが基本となるため、まずその範囲を具体的に明確にする必要がある。
- ② コミュニケーション能力の育成は学校教育との関わりが大きいため、学校教育との関係についても十分配慮する必要がある。

## 5 その他

### 〔基本的な方向性〕

文化庁の「国語に関する世論調査」のより有効な活用法について検討していく必要がある。具体的には、例えば、調査結果のより分析的な解説を文化庁のホームページに掲載することなどが考えられる。

### (1) 文化庁「国語に関する世論調査」の結果とその扱い方について

文化庁では、平成7年度から毎年「国語に関する世論調査」を実施している。その結果は、分科会の検討資料として活用されるとともに、公表されて幅広く国民の言葉への興味・関心を高め、改めて言葉について考える機会を提供することに大いに貢献している。今後、世の中に定着しつつあるこの世論調査のより有効な活用法について検討していく必要がある。具体的には、例えば、調査結果のより分析的な解説を文化庁のホームページに掲載することなどが考えられる。



# <參 考 資 料>



# 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）

## 【概要】

第12期文化審議会国語分科会は、平成24年4月に国語課題検討小委員会を設置し、国語分科会で今後具体的に取り組むべき課題と基本的な方向性について、次のとおり、取りまとめた。

### 1 「公用文作成の要領」の見直しについて

現行の「公用文作成の要領」は、昭和26年に国語審議会が作成して以来、既に60年以上経過し、実態と合わない内容が散見されるため、また、より分かりやすい公用文の作成に資するため、その見直しを行うことが考えられる。他方、「公用文作成の要領」は、国の行政機関の職員を対象とし、全ての府省に関わるものであること、各府省においては実際上その見直しを待つまでもなく、長年にわたり日常の実務が積み重ねられてきていることなどから、各府省の考え方踏まえ対応する必要がある。

### 2 常用漢字表の手当てについて

常用漢字表の改定に伴い、(1)「異字同訓」の漢字の用法の見直し、(2)「同音の漢字による書きかえ」の見直し、(3)「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について、今後、具体的に検討していく必要がある。また、常用漢字表の定期的な検証を行うため、計画的な漢字使用の実態調査等を行っていく必要がある。

### 3 言葉遣いについて

今後、言葉遣いに関する指針又は参考資料の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、この課題が個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。

### 4 コミュニケーションの在り方について

今後、求められるコミュニケーションの在り方に関する指針の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、この課題が個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある。

### 5 その他

文化庁の「国語に関する世論調査」のより有効な活用法について検討していく必要がある。具体的には、例えば、調査結果のより分析的な解説を文化庁のホームページに掲載することなどが考えられる。

# 文化審議会国語分科会委員名簿

(敬称略・五十音順)

○ 阿石井伊の井岩内尾影加金小佐嶋杉鈴鈴関高高出東中納西西林春原憲一郎	じ 次子美洋彦子と人郎な苗三郎衛樹行一郎一郎一子信之子ふみ	国立大学法人京都大学大学院教授 東京女子大学教授 日本テレビ放送網株式会社編成局アナウンスセンターアナウンス部副部長 国立大学法人東京外国語大学教授、留学生日本語教育センター長 一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長 財団法人NHK放送研修センター理事・日本語センター長 公益社団法人国際日本語普及協会理事 国立大学法人筑波大学監事 名古屋外国語大学教授 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所所長 インターナルト日本語学校代表 学習院大学教授 愛知県地域振興部国際監 国立大学法人東京学芸大学副学長・理事 一般社団法人アクラス日本語教育研究所代表理事 独立行政法人国立国語研究所名誉所員 社団法人日本書籍出版協会常任理事、大修館書店代表取締役社長 専修大学教授 読売新聞東京本社紙面審査委員会用語幹事、社団法人日本新聞協会用語懇談会委員 国立大学法人横浜国立大学教授 作家、社団法人日本文藝家協会理事 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所名誉教授 元公益財団法人国際文化フォーラム業務執行理事 日本文化大学准教授 独立行政法人国際交流基金日本語試験センター所長 日本語教育研究者 聖徳大学教授 財団法人海外産業人材育成協会理事AOTS事業部AOTS日本語教育センター長 川柳作家
◎ 久美子	さこだくみこ	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 日本語教育研究・情報センター長

(専門委員)  
迫田久美子

(◎：分科会長、○：副分科会長)

## 小委員会の設置について

平成24年4月27日  
文化審議会国語分科会長決定

### 1 設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成14年3月27日文化審議会国語分科会決定）第2条第1項の規定に基づき、分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の調査審議事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるところとする。

名称	調査審議事項
国語課題検討小委員会	国語分科会で今後取り組むべき国語についての課題の検討・整理に関するここと
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関するここと

### 2 その他

各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める。

# 文化審議会国語分科会国語課題検討小委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

あ 阿	つ 辻	て 哲	じ 次	国立大学法人京都大学大学院教授
い 井	だ 田	ゆ 由	み 美	日本テレビ放送網株式会社編成局アナウンスセンターアナウンス部副部長
いわ 岩	さわ 澤	ただ 忠	ひこ 彦	財団法人NHK放送研修センター理事・日本語センター長
○内 ○内	だ 田	のぶ 伸	こ 子	国立大学法人筑波大学監事
かげ 影	やま 山	た 太	ろう 郎	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所所長
すず 鈴	き 木	かず 一	ゆき 行	社団法人日本書籍出版協会常任理事、大修館書店代表取締役社長
すず 鈴	き 木	たい 泰		専修大学教授
せき 関	ね 根	けん 健	いち 一	読売新聞東京本社用語委員会幹事、社団法人日本新聞協会用語懇談会委員
たか 高	ぎ 木	のぶ 展	お 郎	国立大学法人横浜国立大学教授
でく 出久根	ね 達	たつ 達	ろう 郎	作家、社団法人日本文藝家協会理事
とう 東	くら 倉	よう 洋	いち 一	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所名誉教授
な 納	や 屋	まこと 信		日本文化大学准教授
○林 ○林	ちか 史	ふみ 典		聖徳大学教授
やすみ やすみ	りえ りえ			川柳作家

(○：主査、○：副主査)

## 審議経過

### 文化審議会国語分科会

#### 第49回：(平成24年4月27日)

- 文化審議会国語分科会長の選出について
- 文化審議会国語分科会運営規則等について

#### 第50回：(平成24年10月30日)

- 国語課題検討小委員会の審議状況について
- 日本語教育小委員会の審議状況について

#### 第51回：(平成25年2月18日)

- 国語課題検討小委員会の審議結果について
- 日本語教育小委員会の審議結果について

## **国語課題検討小委員会**

### **第1回：(平成24年4月27日)**

- 主査・副主査の選出について
- 国語課題検討小委員会の会議の公開について

### **第2回：(平成24年5月22日)**

- 「公用文作成の要領」の見直しについて

### **第3回：(平成24年6月22日)**

- 「公用文作成の要領」の見直しについて

### **第4回：(平成24年7月13日)**

- 常用漢字表の手当てについて

### **第5回：(平成24年9月25日)**

- 「公用文作成の要領」の見直しについて
- 平成23年度「国語に関する世論調査」の結果について

### **第6回：(平成24年10月16日)**

- 言葉遣い・コミュニケーションの在り方について

### **第7回：(平成24年11月19日)**

- 言葉遣い・コミュニケーションの在り方について

### **第8回：(平成24年12月4日)**

- 言葉遣い・コミュニケーションの在り方について

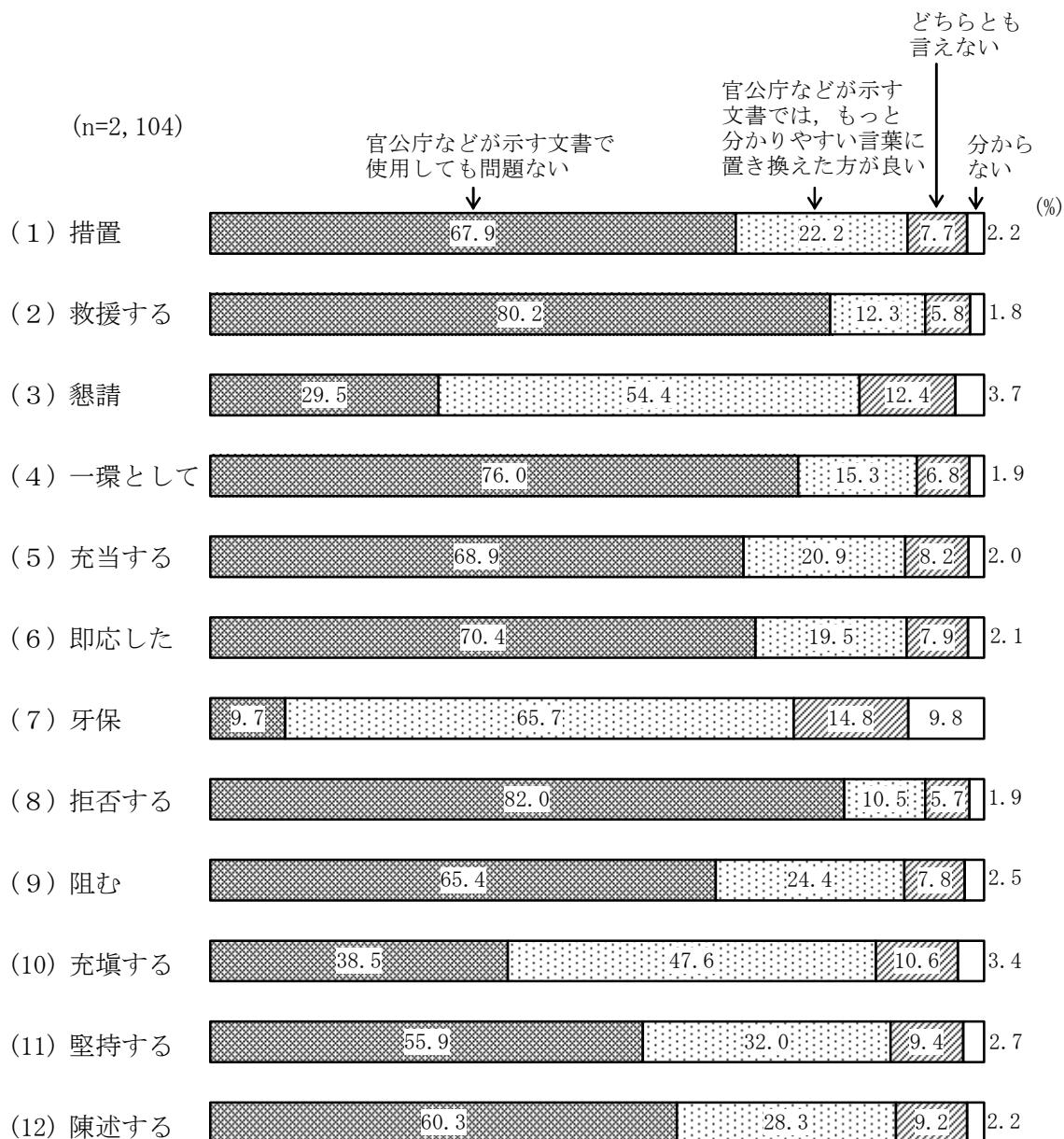
### **第9回：(平成25年1月15日)**

- 「今期のまとめ」について

## 平成22年度文化庁「国語に関する世論調査」

### 官公庁などの文書で使用する言葉について

問12 [回答票] では、これらの言葉を、官公庁などが示す文書で使用することについて、どのように感じますか。この中から一つ選んでください。





# 「公用文の作成に関するアンケート」の結果について

## 趣旨

文化審議会国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（問題点整理小委員会における「意見のまとめ」）」（平成24年1月）において、今後、具体的な検討が必要と考えられる課題の一つとして「公用文作成の要領」の見直し」が取り上げられたことを受けて、日常業務として公用文作成に携わる官公庁の職員に対し、現行「公用文作成の要領」をどのように利用しているのか、また、「公用文作成の要領」の見直しについてどのような考え方を持っているのか、等を調査し、国語分科会における審議の参考に供することを目的とする。

## 依頼先

- 各府省庁等文書担当部署（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、衆議院、参議院、国立国会図書館の23府省庁等）
- 都道府県及び政令指定都市文書担当部署（47都道府県、20政令指定都市（付参照））
- その他の市区町村文書担当部署（全国95市区町村（付参照））  
(文書担当部署における担当者としての立場からの回答を求めたものである。)

調査時期 平成24年4～5月

回収結果	各府省庁等 都道府県及び政令指定都市 その他の市区町村 総回収アンケート数	23／23 (100.0%) 67／67 (100.0%) 95／95 (100.0%) 185 (100.0%)
------	--	--

## 調査結果の概要

(以下は、全回答者を100%として算出し、小数点第2位を四捨五入した数値であるため、百分比の合計が100%にならない場合がある。)

## I 「公用文作成の要領」に関わることについて

問1 公用文を作成する上で、「公用文作成の要領」を参照していますか。

	(ア) 参照している	(イ) 参照していない
各府省（23）	15 (65.2%)	8 (34.8%)
都道府県・政令市（67）	35 (52.2%)	32 (47.8%)
その他の市区町村（95）	46 (48.4%)	49 (51.6%)
合計（185）	96 (51.9%)	89 (48.1%)

付問1 「(ア) 参照している」と答えた人（合計96）に）

参照しているのは、主にどの部分ですか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 主として「第1用語用字について」の部分	(イ) 主として「第2文体について」の部分	(ウ) 主として「第3書き方にについて」の部分	(エ) 必要に応じて参照しているので、特定できない
各府省（15）	4 (26.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	9 (60.0%)
都道府県・政令市（35）	4 (11.4%)	0 (—)	0 (—)	31 (88.6%)
その他の市区町村（46）	6 (13.0%)	0 (—)	1 (2.2%)	39 (84.8%)
合計（96）	14 (14.6%)	1 (1.0%)	2 (2.1%)	79 (82.3%)

付問2 「(イ) 参照していない」と答えた人（合計89）に

参考していないのはなぜですか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 現在の実態とは合っていない部分が多いから	(イ) 参照になるような部分がほとんどないから	(ウ) そのようなものがあることを知らなかつたから	(エ) ほかに参照しているものがあるから
各府省（8）	0（—）	1（12.5%）	3（37.5%）	4（50.0%）
都道府県・政令市（32）	2（6.3%）	0（—）	3（9.4%）	27（84.4%）
その他の市区町村（49）	5（10.2%）	3（6.1%）	19（38.8%）	22（44.9%）
合計（89）	7（7.9%）	4（4.5%）	25（28.1%）	53（59.6%）

問2 公用文を作成する上で参考とする、「公用文作成の要領」のような部内用の手引を独自に作成していますか。

	(ア) 作成している	(イ) 作成していない
各府省（23）	8（34.8%）	15（65.2%）
都道府県・政令市（67）	65（97.0%）	2（3.0%）
その他の市区町村（95）	48（52.9%）	47（47.1%）
合計（185）	121（65.4%）	64（34.6%）

付問1 「(ア) 作成している」と答えた人に)

その部内用の手引を作成する上で、参考とした資料は何ですか。お答えください。参考とした資料がない場合は、「ない」とお書きください。

○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表（平成22年内閣告示）

公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）

現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）

送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）

外来語の表記（平成3年内閣告示・訓令）

ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示・訓令）

○公用文に関する通知

公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

○法令に関する通知

法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）

○各府省の文書事務手引

公文書の書式と文例（文部科学省）

△△省文書事務手引

○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引

△△市文書事務手引

○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準（資料集）（第一法規）

法令用語の常識（日本評論社）

ワークブック法制執務（ぎょうせい）

現行の国語表記の基準（ぎょうせい）

公用文例百科（東京法令出版）

シリーズ市町村の実務と課題（ぎょうせい）

常用漢字表による公用文作成の手引（第一法規）

文書実務（学陽書房）

地方公共団体の公用文の作成要領（学陽書房）

起案例文集（ぎょうせい）

公文書の作り方（日本経営協会）  
 起案のための模範公用文例集（公人社）  
 現代地方自治全集6条例と規則（ぎょうせい）  
 法令類似用語辞典（ぎょうせい）  
 法令用語辞典（学陽書房）  
 分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）  
 外来語・役所ことば言い換え帳（ぎょうせい）  
 新文書事務入門（ぎょうせい）

#### 付問2A 「(イ) 作成していない」と答えた人（合計64）に

今後、作成しようという予定がありますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 現在作成中である	(イ) 作成予定がある	(ウ) 作成するかどうか検討中である	(エ) 作成する予定はない
各府省（15）	0（—）	0（—）	2（13.3%）	13（86.7%）
都道府県・政令市（2）	0（—）	0（—）	1（50.0%）	1（50.0%）
その他の市区町村（47）	0（—）	0（—）	9（19.1%）	38（80.9%）
合計（64）	0（—）	0（—）	12（18.8%）	52（81.3%）

#### 付問2B 「(イ) 作成していない」と答えた人に

部内用の手引がないということですが、ほかに公用文を作成する上で参照している資料があれば、お答えください。その際、「公用文作成の要領」を直接参照している場合は「公用文作成の要領」と、また、参照している資料がない場合は「ない」と、お書きください。

#### ○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表（平成22年内閣告示）  
 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）  
 現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）  
 送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）  
 外来語の表記（平成3年内閣告示・訓令）  
 ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示・訓令）

#### ○公用文に関する通知

公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

#### ○法令に関する通知

法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）

#### ○各府省の文書事務手引

△△省文書事務手引

#### ○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引

△△市文書事務手引

#### ○各種一般刊行物

起案例文集（ぎょうせい）

最新公用文用字用語例集（ぎょうせい）

分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）

問3 公用文の作成に当たって参考とする、「用字用語例」や「送り仮名用例集」などを作成していますか。

	(ア) 作成している	(イ) 作成していない
各府省(23)	8(34.8%)	15(65.2%)
都道府県・政令市(67)	50(74.6%)	17(25.4%)
その他の市区町村(95)	27(28.4%)	68(71.6%)
合計(185)	85(45.9%)	100(54.1%)

付問1A 「(ア) 作成している」と答えた人(合計85)に

作成しているものは、次のうちどのようなものですか。以下から、幾つでもお選びください。

	(ア) 語の書き表し方を定めた「用字用語例」	(イ) 送り仮名の付け方を定めた「送り仮名用例集」	(ウ) 同訓語(例ええば、「超える」と「越える」)の「書き分け例」	(エ) その他
各府省(8)	6(75.0%)	5(62.5%)	4(50.0%)	2(25.0%)
都道府県・政令市(50)	39(78.0%)	41(82.0%)	16(32.0%)	14(28.0%)
その他の市区町村(27)	17(63.0%)	15(55.6%)	8(29.6%)	8(29.6%)
合計(85)	62(72.9%)	61(71.8%)	28(32.9%)	24(28.2%)

付問1B 「(ア) 作成している」と答えた人に

上記付問1Aで作成しているとお答えになったものについて、作成するときに参考とした資料は何かですか。ある場合はそれについて、お答えください。参考とした資料がない場合は、「ない」とお書きください。

#### ア 用字用語例

##### ○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表(平成22年内閣告示)

公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓令)

現代仮名遣い(昭和61年内閣告示・訓令)

送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示・訓令)

外来語の表記(平成3年内閣告示・訓令)

##### ○公用文に関する通知

公用文作成の要領(昭和27年内閣官房長官依命通知)

##### ○法令に関する通知

法令における漢字使用等について(平成22年11月30日内閣法制局通知)

法令データ提供システム(総務省 e-Gov)

##### ○国語審議会答申等

国際社会に対応する日本語の在り方(平成12年国語審議会答申)

##### ○各府省の文書事務手引

公文書の書式と文例(文部科学省)

△△省文書事務手引

##### ○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引

△△市文書事務手引

##### ○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集)(第一法規)

最新公用文用語例集(ぎょうせい)

公用文用字用語の要点(新日本法規出版)

公用文用字用語辞典(新日本法規出版)

常用漢字表による公用文作成の手引(第一法規)

新自治用語辞典(ぎょうせい)

公用文用語新表記辞典(第一法規)

地方公共団体の公用文の作成要領(学陽書房)

起案例文集（ぎょうせい）  
公文書の作り方（日本経営協会）  
公用文例百科（東京法令出版）  
起案のための模範公用文例集（公人社）  
現代地方自治全集6条例と規則（ぎょうせい）  
法令用語の常識（日本評論社）  
法令類似用語辞典（ぎょうせい）  
法令用語辞典（学陽書房）  
いわゆる「お役所言葉」改善の手引（ぎょうせい）  
文書実務（学陽書房）

#### イ 送り仮名用例集

##### ○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表（平成22年内閣告示）  
公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）  
現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）  
送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）

##### ○公用文に関する通知

公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

##### ○法令に関する通知

法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）

##### ○各府省の文書事務手引

公文書の書式と文例（公用文送り仮名用例集）（文部科学省）  
△△省文書事務手引

##### ○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引  
△△市文書事務手引

##### ○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準（資料集）（第一法規）  
最新公用文用語例集（ぎょうせい）  
分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）  
いわゆる「お役所言葉」改善の手引（ぎょうせい）  
法令用語辞典（学陽書房）

#### ウ 同訓語の書き分け例

##### ○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表（平成22年内閣告示）  
公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）

##### ○公用文に関する通知

公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

##### ○法令に関する通知

公文書の書式と文例（文部科学省）

##### ○国語審議会答申

「異字同訓」の漢字の用法（昭和47年国語審議会漢字部会資料）

##### ○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引  
△△市文書事務手引

##### ○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準（資料集）（第一法規）  
最新公用文用語例集（ぎょうせい）  
分かりやすい公用文の書き方（ぎょうせい）  
いわゆる「お役所言葉」改善の手引（ぎょうせい）

#### エ その他

国際社会に対応する日本語の在り方（平成12年国語審議会答申）  
ことばシリーズ（言葉に関する問答集）（文化庁）  
国立国語研究所 外来語言い換え手引き（ぎょうせい）  
法制執務詳解（ぎょうせい）

付問2A 「(イ) 作成していない」と答えた人（合計100）に

今後、作成しようという予定がありますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 現在、作成中である	(イ) 作成する予定がある	(ウ) 作成するかどうか検討中である	(エ) 作成する予定はない
各府省（15）	0（—）	0（—）	1（6.7%）	14（93.3%）
都道府県・政令市（17）	0（—）	0（—）	1（5.9%）	16（94.1%）
その他の市区町村（68）	0（—）	1（1.5%）	7（10.3%）	60（88.2%）
合計（100）	0（—）	1（1.0%）	9（9.0%）	90（90.0%）

付問2B 「(イ) 作成していない」と答えた人に

以下について、ほかに参照している資料があれば、お答えください。参考している資料がない場合は、「ない」とお書きください。

#### ア 用字用語例

##### ○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表（平成22年内閣告示）

公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）

現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）

送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）

外来語の表記（平成3年内閣告示・訓令）

##### ○公用文に関する通知

公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

##### ○法令に関する通知

法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）

法令データ提供システム（総務省 e-Gov）

##### ○各府省の文書事務手引

△△省文書事務手引

##### ○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引

△△市文書事務手引

##### ○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準（資料集）（第一法規）

最新公用文用字用語例集（ぎょうせい）

公用文用語の要点（新日本法規出版）

公用文用語辞典（新日本法規出版）

常用漢字表による公用文作成の手引（第一法規）

新自治用語辞典（ぎょうせい）

用字用語新表記辞典（第一法規）

#### イ 送り仮名用例集

##### ○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表（平成22年内閣告示）

公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令）

現代仮名遣い（昭和61年内閣告示・訓令）

送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示・訓令）

##### ○公用文に関する通知

公用文作成の要領（昭和27年内閣官房長官依命通知）

##### ○法令に関する通知

法令における漢字使用等について（平成22年11月30日内閣法制局通知）

法令データ提供システム（総務省 e-Gov）

##### ○各府省の文書事務手引

公文書の書式と文例（公用文送り仮名用例集）（文部科学省）

△△省文書事務手引

##### ○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引

△△市文書事務手引

##### ○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集) (第一法規)  
 最新公用文用字用語例集 (ぎょうせい)  
 公用文用字用語の要点 (新日本法規出版)  
 公用文用字用語辞典 (新日本法規出版)  
 分かりやすい公用文の書き方 (ぎょうせい)  
 常用漢字表による公用文作成の手引 (第一法規)

#### ウ 同訓語の書き分け例

##### ○国語に関する内閣告示・訓令

常用漢字表 (平成22年内閣告示)  
 公用文における漢字使用等について (平成22年内閣訓令)

##### ○法令に関する通知

法令における漢字使用等について (平成22年11月30日内閣法制局通知)

##### ○各府省の文書事務手引

公文書の書式と文例 (公用文送り仮名用例集) (文部科学省)  
 △△省文書事務手引

##### ○他の地方公共団体の文書事務手引

△△県文書事務手引  
 △△市文書事務手引

##### ○各種一般刊行物

文化庁 新訂公用文の書き表し方の基準(資料集) (第一法規)  
 最新公用文用字用語例集 (ぎょうせい)  
 公用文用字用語の要点 (新日本法規出版)  
 公用文用字用語辞典 (新日本法規出版)  
 分かりやすい公用文の書き方 (ぎょうせい)  
 常用漢字表による公用文作成の手引 (第一法規)

#### エ その他

国立国語研究所 外来語言い換え手引き (ぎょうせい)

問4 現在、一部に、公用文の分かりにくさを指摘する声がありますが、分かりやすい公用文を作成するために、「公用文作成の要領」のような、公用文作成上の指針のようなものは必要だと思いますか。

	(ア) 必要だと思う	(イ) どちらかと言えば、必要だと思う	(ウ) どちらかと言えば、必要だと思わない	(エ) 必要だと思わない
各府省 (23)	14 (60.9%)	8 (34.8%)	0 (—)	1 (4.3%)
都道府県・政令市(67)	52 (77.6%)	14 (20.9%)	1 (1.5%)	0 (—)
その他の市区町村(95)	66 (69.5%)	26 (27.4%)	3 (3.2%)	0 (—)
合計 (185)	132 (71.4%)	48 (25.9%)	4 (2.2%)	1 (0.5%)

問5 「公用文作成の要領」は、「公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方など」について改善を加えるべき点をまとめたものです。日常業務として公用文を作成するときに、「意味のとおりやすい文章」すなわち「分かりやすい文章」が大切であると意識していますか。

	(ア) 常に意識している	(イ) かなり意識している	(ウ) 余り意識していない	(エ) 全く意識していない
各府省 (23)	19 (82.6%)	4 (17.4%)	0 (—)	0 (—)
都道府県・政令市(67)	53 (79.1%)	14 (20.9%)	0 (—)	0 (—)
その他の市区町村(95)	66 (69.5%)	27 (28.4%)	2 (2.1%)	0 (—)
合計 (185)	138 (74.6%)	45 (24.3%)	2 (1.1%)	0 (—)

## II 「公用文作成の要領」の見直しについて

問6 昭和26年10月30日に国語審議会が「公用文作成の要領」を当時の内閣総理大臣・文部大臣に建議してから既に60年以上経過しています。昭和56年10月の常用漢字表制定時には、「当用漢字表」を「常用漢字表」に読み替えるなど必要な読み替えや省略の措置を講じていますが、記述の基本的な部分は当時のままであります。そこで、現行の「公用文作成の要領」を見直して、「分かりやすい公用文」を作成するための新たな指針を作成したらどうかという意見が文化審議会国語分科会では出されています。この「公用文作成の要領」の見直しについて、どう思いますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 見直す必要があると思う	(イ) できれば見直した方がいいと思う	(ウ) 見直す必要は余りないとと思う	(エ) 見直す必要は全くないと思う
各府省（23）	10 (43.5%)	12 (52.2%)	1 (4.3%)	0 (—)
都道府県・政令市（67）	34 (50.7%)	29 (43.3%)	4 (6.0%)	0 (—)
その他の市区町村（95）	46 (48.4%)	46 (48.4%)	3 (3.2%)	0 (—)
合計（185）	90 (48.6%)	87 (47.0%)	8 (4.3%)	0 (—)

付問1 「(ア) 見直す必要があると思う」「(イ) できれば見直した方がいいと思う」（合計177）と答えた人に

「公用文作成の要領」の中には、次のような記述が見られます。このような実態と合わない記述があることも踏まえ、今後、「公用文作成の要領」をどのように見直していくのが望ましいと思いますか。

タイプライタの活用を期するため、タイプライタに使用する漢字は、常用漢字表のうちから選んださらに少数の常時必要なものに限り、それ以上の漢字を文字盤から取り除くことなどに努める。ぜひとも文字盤にない漢字を使用する必要がある場合には、手書きする。

	(ア) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などにこだわることなく、現在の実態に合うように全面的に見直すべきである	(イ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などにこだわることはないが、現在の実態に合わない部分だけを見直すべきである	(ウ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などは踏襲しつつ、現在の実態に合うように全面的に見直すべきである	(エ) 現行の「公用文作成の要領」の形式・内容などは踏襲しつつ、現在の実態に合わない部分だけを見直すべきである
各府省（22）	13 (59.1%)	4 (18.2%)	2 (9.1%)	3 (13.6%)
都道府県・政令市（63）	37 (58.7%)	12 (19.0%)	8 (12.7%)	4 (6.3%)
その他の市区町村（92）	48 (52.2%)	17 (18.5%)	21 (22.8%)	6 (6.5%)
合計（177）	98 (55.4%)	33 (18.6%)	31 (17.5%)	13 (7.3%)

※ 回答した都道府県・政令市（63）のうち、選択肢以外の回答が2件（「具体的イメージなし」1件、「いずれもあり得る」1件）あった。そのため、都道府県・政令市（63）と合計（177）については、(ア)～(エ)の和がそれぞれ61, 175となっている。ただし、括弧内の百分率については、いずれも回答の総件数（63と177）を分母として計算してある。

付問2 「(ア) 見直す必要があると思う」「(イ) できれば見直した方がいいと思う」(合計177)と答えた人に)

現行の「公用文作成の要領」を見直す場合に、「句読法(=句読点の使い方)」や「異字同訓の漢字の使い分け」などを新たに入れたらどうかという意見が文化審議会国語分科会で出されています。また、現行の要領にある「法令の用語用字について」は外した方が良いのではないかという意見も出されています。このことについては、どのようにすべきだと思いますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 句読法などは新たに入れ、法令の用語用字も外すべきでない	(イ) 句読法などは新たに入れ、法令の用語用字は外すべきである	(ウ) 句読法などは入れる必要がないが、法令の用語用字は外すべきでない	(エ) 句読法などは入れる必要がなく、法令の用語用字も外すべきである
各府省(22)	14(63.6%)	5(22.7%)	2(9.1%)	1(4.5%)
都道府県・政令市(63)	48(76.2%)	9(14.3%)	3(4.8%)	1(1.6%)
その他の市区町村(92)	79(85.9%)	11(12.0%)	1(1.1%)	1(1.1%)
合計(177)	141(79.7%)	25(14.1%)	6(3.4%)	3(1.7%)

※回答した都道府県・政令市(63)のうち、選択肢以外の回答が2件(「具体的イメージなし」1件、「該当なし」1件)あった。そのため、都道府県・政令市(63)と合計(177)については、(ア)～(エ)の和がそれぞれ61, 175となっている。ただし、括弧内の百分率については、いずれも回答の総件数(63と177)を分母として計算してある。

問7 「公用文作成の要領」においては、「句読点は、横書きでは「、」および「。」を用いる。事物を列挙するときには「・」(なげてん)を用いることができる。」と記されています。公用文を作成する場合、横書きの句読点については、どのようにしていますか。以下から、一つお選びください。

	(ア) 「、」「。」で統一している	(イ) 「、」「。」で統一している	(ウ) 「、」「。」で統一している	(エ) 「、」「。」か「、」「。」か文書ごとに任意で統一している	(オ) その他
各府省(23)	4(17.4%)	14(60.9%)	0(—)	4(17.4%)	1(4.3%)
都道府県・政令市(67)	7(10.4%)	47(70.1%)	0(—)	11(16.4%)	2(3.0%)
その他の市区町村(95)	6(6.3%)	84(88.4%)	0(—)	3(3.2%)	2(2.1%)
合計(185)	17(9.2%)	145(78.4%)	0(—)	18(9.7%)	5(2.7%)

問8 公用文の作成に関連して何か困っていることがあれば、自由にお書きください。その他、公用文の作成に関連して何かあれば、自由にお書きください。  
→次のページへ

## 問8（自由記述）の一覧

※ 表記等は、原則として回答どおりにしてある。

### 各府省庁等

- 公用文の作成については、複数の規程が重複して定められているので、統一化された指針をお示しいただきたい。
- 簡単な小冊子などがあれば、事務の参考とするとともに、庁内へ周知を図りたい。
- 現在各課において作成されている議事録を見ていると、「一つ」や「1つ」といった漢数字と算用数字の交ぜ書きが見られることも多く、どちらで統一した方がよいか分からぬ部分もあり困っている。また、当省においては公文書の書式と文例を作成しているので、それを基に公文書を作成することとなっているが、公文書の書式と文例を参照せずに議事録を作成しているところも見受けられるので、改善する必要があるのではないかと思っている。
- 「公用文作成の要領」が制定された当時と異なり、各省において公文書の作成に係る蓄積が既にあること、及び法令等は内閣法制局の審査を受けることから、「公用文作成の要領」の大半は既に役割を終えており、廃止するべきと考える。ただし、「第3 書き方について」の5の注4の項目の細別は、他に同様の事項を規定しているのがないと思われ、有意であるので、このように、文書の形式に関するものは整理して残しても良いと思う。
- 「公用文における漢字使用等について」には、複合の語の送り仮名の省略について、2(1)に「次のとおりとする」として限定的に列挙されており、今回の改定において「問合せ」が追加されました。2(2)には、(1)にかかわらず、読み間違えるおそれのない場合は、送り仮名を省くことができるとあります。実際に次のような複合の語は送り仮名を省略して用いられていることもよく見受けられるので、これらの語を公用文において表記のぶれが生じないように用いることに難しさを感じことがあります。「預け入れ ←→ 預入れ」「架け替え ←→ 架替え」「付け替え ←→ 付替え」「引き抜き ←→ 引抜き」
- 同音の漢字による書きかえの例は「法令における漢字使用等について」の(6)に示されていますが、昭和31年に国語審議会から報告があった「同音の漢字による書きかえ」はこれを専ら示したものとなっていて、「抜萃→抜粋」など、現状でも通用すると思われるこの中のみで示された表記も幾つかある一方、同じくこの中のみで示されていた「按分→案分」は「法令における漢字使用等について」において「按」に振り仮名を振る語の使用が示されており、同報告に示された語の扱いがどのようにになっているのか戸惑うことがあります。
- 公用文の作成に関する通知は、常用漢字表、公用文における漢字使用等、送り仮名の付け方、現代仮名遣いなど複数あって、分かりづらい。公務に携わる者が何を参考すればよいのかが分かりやすいようにしてほしい。

### 都道府県及び政令指定都市

- 送り仮名の通則を全面的に見直し、なるべく簡素化・統一を図ることが望ましい。
- 当時の記録が残っていないため、詳細は不明ですが、文書作成の実務を本県で作成する際に、公用文作成の要領を参考にしたものと思われます。
- 定期的な見直しを行う仕組みづくり。例えば、情報技術の分野等で用いられる外来語に見られるように、時代の変化とともに新たな言葉が使用されるが、用語・用字を始めとして公用文の書き方について参考すべき資料が、このような変化に対し、適時に対応が図られているとは言い難い状況にあると考えている。当方においても、公用文作成の要領を独自に作成しているが、公文の書き方、特に、用語・用字については、地域により異なることは適當ではないと考えている。このため、公用文の作成要領、とりわけ用語・用字等に関しては、国において定期的に見直す仕組みが必要であると考える。

- 本アンケートにもあるように、「分かりやすい文章」の作成が基本であるにもかかわらず、時として要領等が「ねばならない」という側面を強く持つことがある。(上記の「,」「。」の議論も同じ) 執務能率上、標準(例)なりは必要であると感じるが、分かりやすいかは相手や時代によって変わるものだと思うので、柔軟なものとして示していただきたい。
- 当県では平成7年3月に「文書事務の手引」を改訂して以来見直しを行っていない。職員が文書事務を適切に処理していくためには、古くなった内容を見直す必要があると考えている。見直しを行う際の参考として、「公用文作成の要領」を現在の実態に合うように全面的に見直していただきたい。
- 当県では、透明性の高い行政運営を実現するため、県政に対する県民の理解を促進することを目的に、効果的に分かりやすい情報提供を行うための「分かりやすい文書づくり」運動を実施している。
- 当県では、昭和33年に県としての「公用文の作成要領」を定めたとの記録が残っており、その後、隨時見直しを行っています。本県の「公用文の作成要領」においては、国の「公用文作成の要領」では、現在省略されている「および」「ならびに」等の仮名書きを規定しており、条例においても、これらの接続詞の仮名書きを実施しています。現在、本県において、これらの接続詞の仮名書きが定着しているのは、法規文も一般の公用文も同じ表記としたためであると考えられます。なお、国においては、法令では、従来からこれらの接続詞は漢字が用いられており、一般の公用文の場合のみ仮名書きとすることは、定着しなかったものと考えられます。このように、一般の公用文と法令で、異なる取扱いをすると、「公用文作成の要領」の見直し内容が徹底できない可能性もあると思われます。
- 「公用文作成の要領」は、内容が現在の実態に合っていない部分が多いため、あまり参照していないが、内容の見直しがあれば、今後、是非活用したい。
- 国の作成しているいくつかの資料の間で表記の揺れが見受けられます。例えば、「このたび」という語を使用するに当たり、「常用漢字表」の例には「この度」とありますが、「文部科学省用字用語例」の備考によると「このたび」とされています。このような資料間の表記の揺れをなくしていただくことが必要であると考えますが、どうしても表記について揺れが生じるのであれば、その場合の公用文での取扱いについて、指針を作成していただきたい。
- 漢字の字体については、公用文作成の際に使用する情報機器によって異なる場合があるため、同じ組織が作成する文書においても、字体の統一を図ることが容易でない。
- 文書主管課である当課では、公用文の作成や用字・用語の指導に当たり、「最新公用文用字用語例集（株式会社ぎょうせい発行）」を参考しておりますが、国の機関において、最新の「用字用語例集」や「送り仮名用例集」等を作成していただき、ホームページ等で公表していただけると、指導する上で効率化が図れると考えます。
- すべての人（高齢者、障がいのある人、外国人、子供など）に配慮したユニバーサルデザインを採用した取組を行うべきではないかと思います。
- 民間の出版社からも出ているが、関連する内閣告示や通達などを取り込み、体系的にまとめた公用文作成の手引にしていただきたい。
- カタカナ用語、略語がはん濫している中、それらの使用について参考となるものがあれば、ご教示ください。
- 適正な公用文の作成を徹底するため、研修等を通じて府内に注意喚起をしていますが、特に用字用語については、統一的に用いられていない例が散見されます。公用文の作成等に係る指導を効率的に行うために、参考となる事例等があれば、御教示いただきたいと思います。

## その他の市区町村

- 外来語に関して、言い換えの必要性が指摘されて久しいが、行政の分野においては、政府や国の各省庁等が率先して公文書にカタカナ語を氾濫させているように感じます。野田総理大臣の自民党総裁に対する「リスペクト云々」という発言が報じられていましたが、高齢者の方々に理解してもらうことを前提とした発言なのか、「リスペクト」以外に適切な言葉がなったのか、非常に疑問です。また、各省庁についても、県・市町村に向けた情報の発信が主で、直接国民・住民に理解してもらうという意識は薄いのかもしれません、幅広い年齢の国民から理解してもらえるような配慮が、行政に求められているのではないかと思います。
- 住民への配布物については常に分かりやすい文章となるよう心掛けている。
- 1. いわゆる「役所ことば」を避け、分かりやすい表現に改めるように指導しているが、若い職員までも「～に資する」や、「～方よろしく」といった表記を使っていることがある。2. 広報の記事等において、カタカナを多用し過ぎて、高齢者から「おしゃかり」を受けたことがあった。カタカナについて年齢による理解度の違い等もあり、言い換えや、説明を付けるなどの工夫をするように注意しているが、若手職員との感覚の差を感じる。
- ・公用文の作成について、新しい情報などがあれば、その都度教えていただきたい。  
・本アンケートの集計結果を、回答者に対して御報告いただきたい。
- PCによる事務の普及により、様々な文章表現が可能となったことに伴い、次の3点の公用文上のルールについて御検討いただければと思います。・「・」（なかてん）による箇条書　・「①、②…」による箇条書　・「○」、「◎」その他の記号による箇条書
- 本市では、平成2年3月に「文書法制事務の手引」改定新版が出されて以来、改定できていない。現在、文書の収受・起案等については、システム化されており、その使用についても、改善の必要を感じている。文書取扱規程・手引・システムの整合性をとることが課題です。
- 公用文の担当になりましたから、私が不勉強な点が多くあります、市役所で作成する文書に誤りが多く、各部署及び担当者によって書き方が統一されていません。つきましては、公用文作成にかかる指針等の周知をして頂けましたら幸いです。
- お役所言葉の見直し例はありますが、依然として堅苦しい表現もあります。文書の品位を下げることなく、分かりやすい表現例があればよいと思います。
- 使える、使いやすい要領にしてもらいたい。広報誌や新聞の基準としているハンドブックなどを作成することがよいと思う。
- 公的な契約書、覚書などの要領もあると助かります。
- このアンケートによりこのような要領があることを初めて知った。しかし、中味は随分古く感じ、現在には合わない部分も多くあると思う。公用文はできるだけ統一する必要があると思うので、是非とも現在の実態に即したものを作成を望みます。

## 「公用文の作成に関するアンケート」調査対象について

- 都道府県及び政令指定都市については、全て調査対象とした。
- 政令指定都市を除いた市区町村については、特定の都道府県に集中しないように、都道府県ごとに1市・1町村を調査対象として選定した（東京都のみ1区・1市・1町村）。
   
なお、選定するに当たり、①地区ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）ごとに「中核市」「特例市」をそれぞれ含むこと、②特定の人口規模の市区町村に集中しないこと、に配慮した。

### 「公用文の作成に関するアンケート」調査対象一覧

ブロック	都道府県	大都市		20万以上		20万未満	郡部	
		政令市	都区部	中核市	特例市	市	町	村
北海道・東北	北海道	札幌市		旭川市			平取町	
	青森県					弘前市	深浦町	
	岩手県					花巻市	平泉町	
	宮城県	仙台市				栗原市	蔵王町	
	秋田県					横手市		大潟村
	山形県				山形市		飯豊町	
	福島県					会津若松市	棚倉町	
関東	茨城県					笠間市	利根町	
	栃木県			宇都宮市			益子町	
	群馬県					富岡市		片品村
	埼玉県	さいたま市				秩父市	嵐山町	
	千葉県	千葉市		松戸市*			九十九里町	
	東京都		杉並区			多摩市	八丈町	
	神奈川県	横浜市 川崎市 相模原市			小田原市#		葉山町	
中部	新潟県	新潟市				柏崎市	津南町	
	富山県					高岡市	立山町	
	石川県			金沢市			能登町	
	福井県					鯖江市	永平寺町	
	山梨県					甲州市		忍野村
	長野県					塩尻市	軽井沢町	
	岐阜県					各務原市		白川村
	静岡県	静岡市				熱海市	松崎町	

		浜松市					
	愛知県	名古屋市			碧南市	幸田町	
	三重県			四日市市		多気町	
近畿	滋賀県				彦根市	日野町	
	京都府	京都市			宇治市	京丹波町	
	大阪府	大阪市 堺市		茨木市			千早赤阪村
	兵庫県	神戸市			伊丹市	佐用町	
	奈良県				天理市		明日香村
	和歌山県		和歌山市			高野町	
中國・四国	鳥取県			鳥取市#		智頭町	
	島根県				出雲市	海士町	
	岡山県	岡山市	倉敷市			矢掛町	
	広島県	広島市			尾道市	大崎上島町	
	山口県		下関市			上関町	
	徳島県				鳴門市	つるぎ町	
	香川県				丸亀市	琴平町	
	愛媛県				西条市	内子町	
	高知県				香南市		馬路村
九州・沖縄	福岡県	福岡市 北九州市	久留米市			宇美町	
	佐賀県				唐津市	有田町	
	長崎県			佐世保市		波佐見町	
	熊本県	熊本市			天草市	小国町	
	大分県				臼杵市	玖珠町	
	宮崎県				都城市	高千穂町	
	鹿児島県				伊佐市		宇検村
	沖縄県				沖縄市	本部町	
政令指定都市を除く全選定地数に対する割合			15.8% (15/95)		34.7% (33/95)	41.1% (39/95)	7.4% (7/95)
政令指定都市を除く全市区町村数に対する割合			6.4% (110/1722)		39.5% (680/1722)	43.4% (748/1722)	10.7% (184/1722)

\* 松戸市は、中核市ではないが、人口が約48万人である。

# 小田原市と鳥取市は、現在、両市とも人口が約19万人である。